

市民のための成年後見制度

平成30年10月6日



広島駅前法律事務所
弁護士 下西 祥平

本日のテーマ

- 1 はじめに～成年後見制度の必要性～
- 2 法定後見制度について
- 3 任意後見制度について
- 4 成年後見制度支援信託について
- 5 法テラスの活用

1 はじめに(成年後見制度の必要性)

第1 時代背景、社会的要因

①2014年9月時点

65歳以上の高齢者(老年人口)

➡ 3296万人(日本の総人口の25.9%)

4人に一人が高齢者

②高齢者世帯 1942万世帯

➡ そのうち469万7千世帯(24.2%)が

一人暮らし世帯

③成年後見制度を必要とする潜在的対象者は日本
の総人口の約1%

1 はじめに(成年後見制度の必要性)

第2 成年後見制度の利用状況

- 平成12(2000)年、
現行の成年後見制度の基本となる法律が整備
同時に、介護保険法が施行
- 当初は、親族後見人等が大半で、専門職後見
人は1割にも満たなかった
 - ➡ 平成24年に初めて専門職後見人が親族
後見人を上回る(最新の統計では、7割が専門
職) *市民後見人は、わずか4%程度

1 はじめに(成年後見制度の必要性)

第3 成年後見制度の動機

- ・ 判断能力がないと判断されると、身の回りの財産管理や、医療行為、住居の確保、施設の入退所、介護・生活維持のための行為を対外的に行うことが難しくなる。

なぜなら、

意思能力(≡判断能力)がない人の行為は法律上無効となるため。

最新の統計では、成年後見の申立ての理由で一番多いのは、預貯金等の管理・解約である。次いで、身上監護、介護保険・施設の入所等の契約、不動産の処分、相続手続、保険金の受取と続く。

2 法定後見制度について

第1 法定後見制度と任意後見制度の違い

- 「法定後見制度」

法定後見制度は、既に判断能力が低下している本人について、本人や家族の申立てにより、家庭裁判所が適任とする者を成年後見人に選任する制度

- 「任意後見制度」

任意後見制度は、本人がまだ判断能力が低下していないうちに判断能力が低下した時のことを想定して、後見事務の内容と後見をしてもらう人を自らの契約で決めて、公正証書として作成しておく制度

2 法定後見制度について

第2 法定後見制度の各種手続

- 法定後見制度の基本的な理念

「本人の自己決定を尊重」し、足りない判断能力を補って サポートすること。

民法858条 (成年被後見人の**意思の尊重**及び身上の配慮)でも明記されている。

- 判断能力の低下の程度に応じた後見制度の種類

「後見」: 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
(民法7条) 重度の認知症、重度の知的・精神障害

「保佐」: 精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者
(民法11条) 中度の認知症

「補助」: 精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者
(民法15条) 軽度の認知症

2 法定後見制度について

第3 後見・保佐・補助の対象者の例

「後見相当とされた例」:

アルツハイマー病の男性(57歳)。5年程前から物忘れがひどくなり、直属の部下を見ても誰か分からなくなるほど、次第に社会生活を送ることができなくなった。家族の判別もつかなくなり、症状は重くなり、回復の見込みはない。2年前から入院している。

➡ 日用品の買い物・人の識別が難しい人

「保佐相当とされた例」:

中程度の認知症の女性(73歳)。以前から物忘れが見られた。最近症状が進み、買い物で1万円を出したか5000円を出したか、分からなくなることが多くなった。日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することとなった。

➡ 日用品の買い物は自分でできることもあるが、重要な財産管理することができない人

2 法定後見制度について

第3 後見・保佐・補助の対象者の例(2)

「補助相当とされた例」:

軽度の認知症の女性(80歳)。最近、米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになった。訪問販売員から必要のない高額の呉服を何枚も購入してしまった

➡ 日常的な買い物は自分でできるが、重要な財産の管理をすることができるときもあるが、できない時もある状態の人

※ 実務上、家庭裁判所は、申立時に**医師の診断書(後見制度用の書式のもの)**を提出を求め、診断書を基準に判断している。

2 法定後見制度について

第4 後見人・保佐人・補助人の候補者

誰が、後見人・保佐人・補助人となるかは、**家庭裁判所の裁量**で決まる。

- * 但し、申立時に、候補者を**推薦**することはできる。
- * 親族を候補者とすることもできるし、親族以外の近親者や支援者又は専門家を推薦することもできる。
- * 家庭裁判所は、親族や推定相続人の意見を聴く（同意書を提出する運用）。
- * 親族間に対立がある、複雑な財産処分、法律行為を伴う場合には、専門家が選任される傾向にある。
- * 未成年、過去に後見人等を解任された人、破産者等は後見人等になれない。

2 法定後見制度について

第5 複数選任・後見監督人の選任

あまり件数は多くないが、親族と専門職の2名の後見人を選任して、専門職に財産管理を任せて、親族後見人にその他の権限を与える例もある。

(例えば、同居している親族もまた財産管理の能力に問題があるが、身の回りのことは親族が問題なく行っている場合など)

また、親族後見人を選任して、専門職を後見監督人に選任する場合もある。

「後見監督人」は、後見人等の身上監護・財産管理を監督し、定期的に後見人から報告を求める。その他重要な法律行為(不動産売却等)の際には、監督人の同意を必要としている。

2 法定後見制度について

第6 支援の概要

法定後見制度は、本人の足りない判断能力を補い、生活全般の支援をすることを目的とする。主な支援は、

- 財産管理
- 身上監護

に大別される。

「**財産管理**」とは、

①所有する財産の把握、②預貯金、不動産の管理、③1年ごとの入出金の計画・管理・各種支払、④入出金の記録などである。

「**身上監護**」とは、

①医療に関する事項、②住宅確保に関する事項、③施設の入退所及び処遇の監視・異議申立てに関する事項、④介護・生活に関する事項、⑤教育・リハビリに関する事項などである。

2 法定後見制度について

第7 後見・保佐・補助の権限

- 「後見」:

成年後見人には、財産管理に関するすべての代理権、日常生活に関する行為以外のすべての行為に対する取消権が付与される。

- 「保佐」:

保佐人は、原則として、本人が必要として同意する代理権のみが家庭裁判所から保佐人に付与される。また、重要な財産の法律行為については、取消権・同意権が付与される。

- 「補助」:

代理権・取消権・同意権のいずれも本人が自ら同意した範囲に限られる。

2 法定後見制度について

第8 成年後見人等ができない支援

- 婚姻、養子縁組・離縁、遺言など本人しかできない身分関係に関する行為
- 身元保証人・身元引受人になること
- 医療同意
- 本人死亡後の代理

3 任意後見制度について

第1 任意後見制度の概要

- 任意後見制度とは？

公的機関(裁判所・後見監督人)の監督を伴う代理制度であり、自己の判断能力が不十分な状況(判断能力が減退した後、あるいは判断能力を喪失した後)になったときの**後見事務(代理権)の内容及び後見人等(任意後見人)**を、自ら、**事前の契約(任意後見契約)**によって決めておく制度。

3 任意後見制度について

第1 任意後見制度の概要

- 要件(任意後見契約の締結)

(1) 任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生じる旨の特約を付けること

(2) 公証人に公正証書を作成してもらうこと

(3) 公証人が任意後見契約の内容を登記すること

➡ 判断能力が低下してからでも契約書は作成できるが、契約の締結に必要な意思能力(判断能力)すら存在しないと判断される場合には、利用できない。

3 任意後見制度について

第2 任意後見人

- 任意後見契約にて任意後見人に指定された者は「**任意後見受任者**」となる。
- 任意後見受任者が、実際に本人に代わって法律行為ができるようになるのは、本人が判断能力が低下し、家庭裁判所に後見監督人選任の申立てが行われ、その審判が発令されてからである(その時に「**任意後見人**」に任命)
- 任意後見受任者に法律上の制限はない。但し、裁判所が受任者に不正な行為や不適任な事由があるときは、任意後見人を任命しないことがある➡法定後見制度へ
- 任意後見人には、**代理権はあるが、取消権・同意権はない**。取消行為が必要な場合➡法定後見制度へ

3 任意後見制度について

第3 任意後見契約の効力発生(任意後見監督人の選任審判の発令)

判断能力が不十分になったとき(「補助」相当以上)、

- 本人
- 配偶者
- 四親等内の親族
- 任意後見受任者

は、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任申立てを行う。

(本人以外が申し立てるときは、本人の同意が必要。但し、本人が後見相当レベルであれば同意は不要)

3 任意後見制度について

第4 任意後見監督人

・法律上、特に制限はない。

但し、

- 未成年者
- 家庭裁判所で法定代理人、保佐又は補助人を解任された者
- 破産者
- 行方不明者
- 本人に訴訟をし、またはした者及びその配偶者並びに直系血族
- 不正な行為、著しく不行跡その他任意後見監督人の任務に適しない事由がある者
- 任意後見人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹

などは、十分な監督ができないとして、選任されない。

実務的には、第三者の専門家が選任される傾向にある。

3 任意後見制度について

第5 成年後見人と任意後見人の違い

成年代理人 ➡ 包括的な代理権

但し、居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可を要する(民法859条の3)。

任意後見人 ➡ 任意の(本人が与えた)代理権

与えられた代理権の範囲内では、本人の生活、療養看護又は財産の管理に関する法律行為を代理できない。

・・・他方、与えられた代理権の範囲内であれば居住用不動産の処分でも家庭裁判所の許可を要しない。

3 任意後見制度について

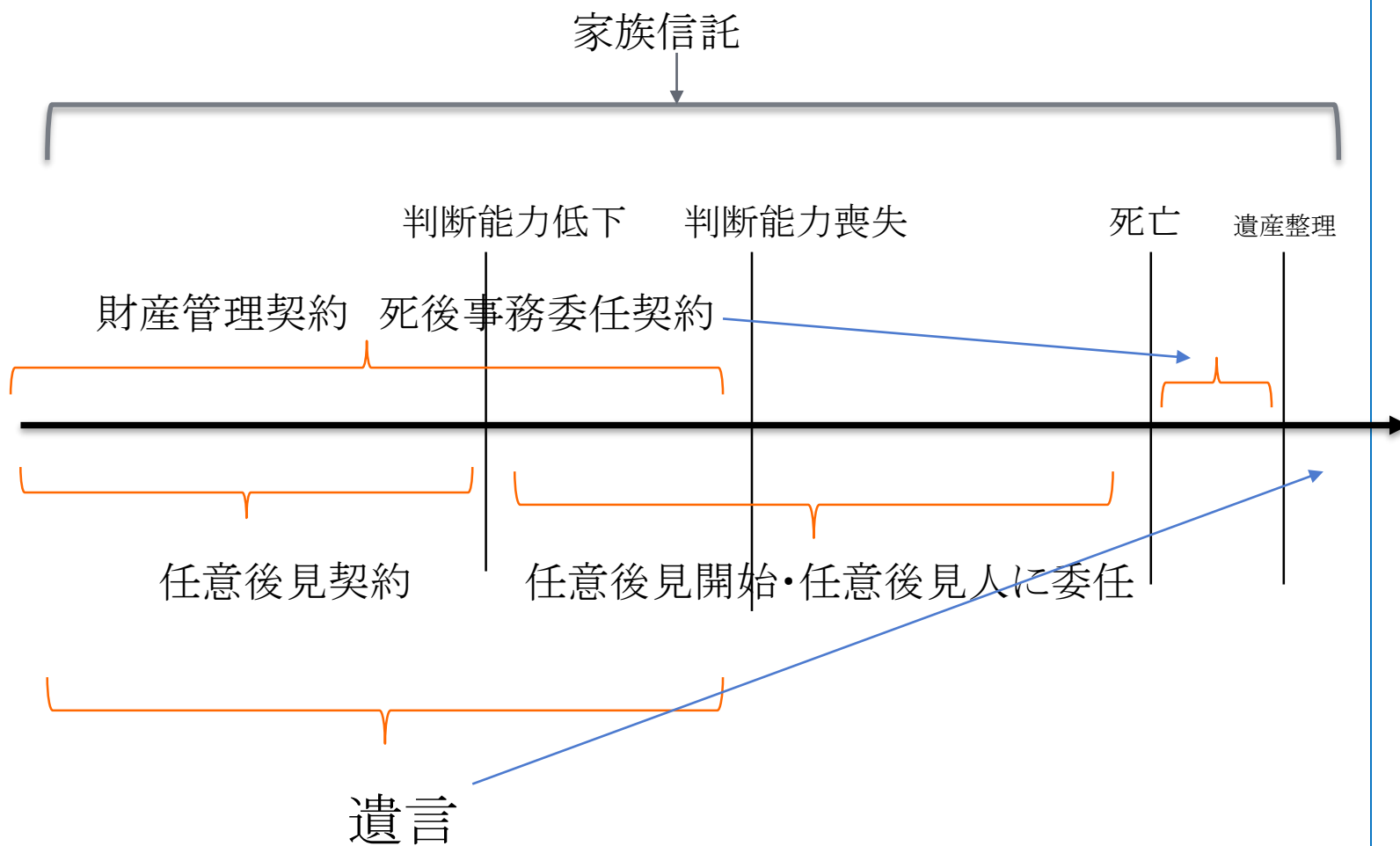
第6 任意後見契約の3類型

任意後見監督人が選任されるまでの日常生活について、別に委任契約を結び、身上監護や財産管理について取り決めることも可能(下記「移行型」)

(1) 将来型	将来、本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任された時点で、任意後見監督人による保護を受けることになる。
(2) 即効型	任意後見契約を締結し、登記後、直ちに任意後見監督人の選任を行い、任意後見人による保護を受けることになる。
(3) 移行型	任意後見契約とは別に、任意後見監督人が選任されるまでの間の法律行為や見守りなどについて委任契約を締結し、委任事務を行います。本人の判断能力が低下した時点で、任意後見監督人の選任申立てをし、任意後見人に就任します。任意後見契約が効力を発生した段階で、委任契約は終了します。

3 任意後見制度について

第7 任意後見契約の活用方法



4 後見制度支援信託

第1 総論

後見制度支援信託とは

被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託し、その払戻等には家庭裁判所の指示書を必要とする仕組み

(H24よりスタート) ➡近年類似の商品として、**後見制度支援預金**が開発

(利用できる信託類型) **後見(成年・未成年)** ×保佐・補助・任意後見

(信託の対象となる財産) **金銭のみ**(預貯金は解約して金銭にする)

- * 不動産や動産は、後見制度支援信託の利用のために売却することは予定されていない。
- * 株式、投資信託、国債等の金融商品は売却・換金すると現状を大きく変更することになるため、事案毎に判断

信託契約制定までは専門職後見人を関与させるが、以降は親族後見人のみ。

➡ 毎年専門職後見人への報酬が発生することを防ぐことができる。

4 後見制度支援信託

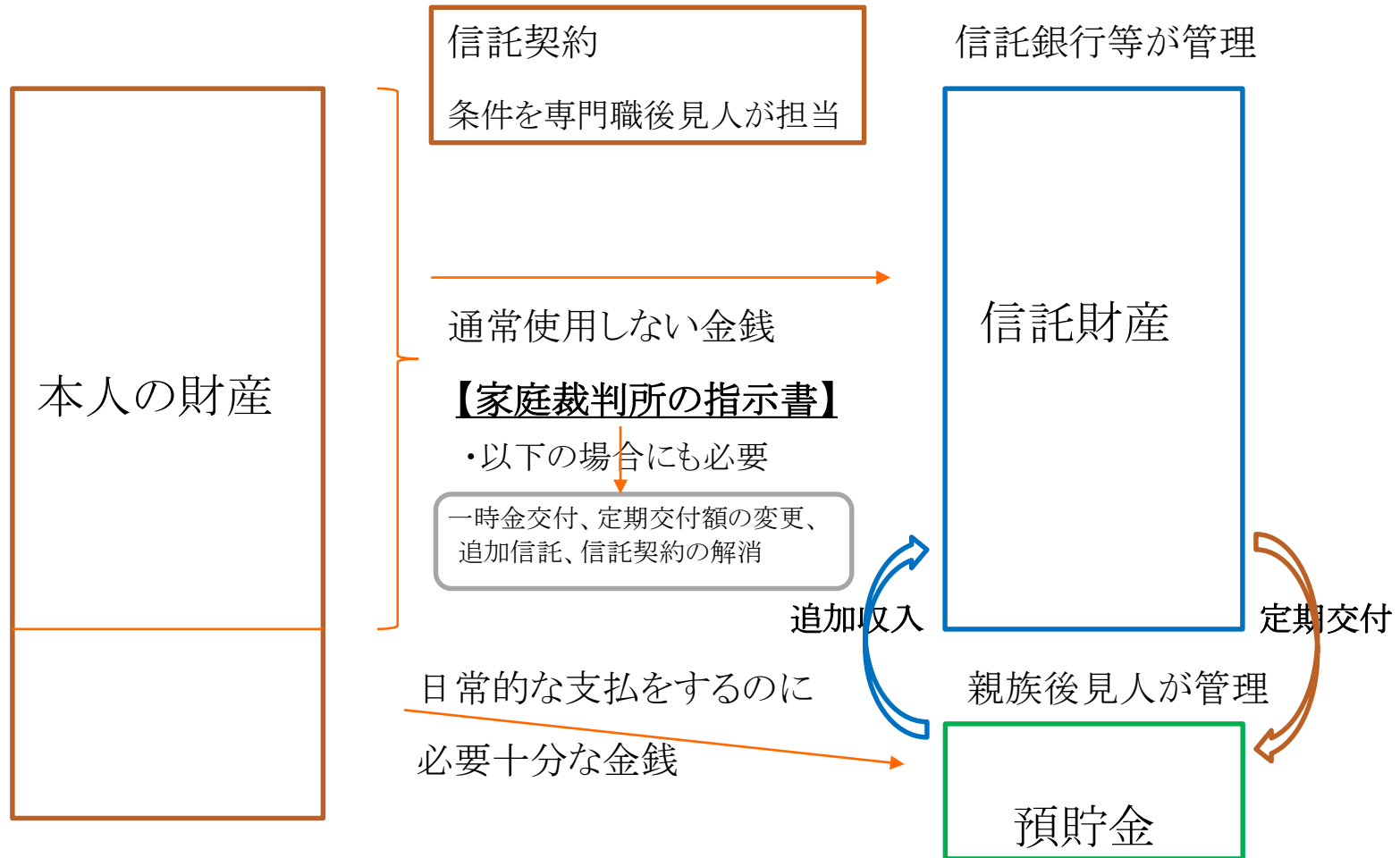
第2 広島家庭裁判所の運用

(後見制度支援信託を検討する案件の目安)

- ① 専門職の継続的な関与を必要としない。
- ② **約1200万円**以上の預貯金・現金がある。
- ③ 換価できない有価証券等の預貯金・現金以外の流動資産が多種多様に存在するなど、信託利用に支障となる事情がない。
- ④ 特定の預貯金を処分する内容の遺言の存在など、信託を利用するに当たって支障となる事情がない。

4 後見制度支援信託

・後見制度支援信託の仕組み(イメージ)



4 後見制度支援信託

【後見制度支援信託の特徴】(信託財産の保護のための制度)

① 信託財産の独立性

信託財産は破産財団に属しない(信託法25条) → 倒産隔離機能

② 信託銀行等の義務(分別管理義務)

信託財産と信託銀行等の固有財産及びその他の信託財産とを分別して管理する義務がある(信託法34条)。

③ 監督官庁の監督

信託銀行等は信託業法等の法律により監督官庁の監督を受ける

④ 預金保険制度による保護

信託財産は元本保証が付されている。仮に信託銀行等が破産して元本を補填できなくなった場合は、預金保険制度により元本1000万円及び破綻日までの分配金は保護される。

【費用】 信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬

信託銀行等に対する報酬

【期間】 被後見人が死亡するまで

4 後見制度支援信託

【後見制度支援信託における専門職の関与】

① 専門職の役割

後見制度支援信託を利用する場合、専門職後見人が選任され、専門職後見人が信託条件を整えた上、**信託契約を締結し、親族後見人に引き継ぐ。**

② 選任のタイミング

複数選任方式(専門職と親族後見人を同時に選任)

リレー方式(先に専門職を選任➡信託契約後に親族後見人選任)

③ 信託条件の検討

本人の心身の状況や財産状況を踏まえて、日常的な支払をするのに必要十分な預貯金等をいくらにするか、通常使用しない金銭をいくらにするか等の信託条件を判断し、家庭裁判所に報告

④ 信託契約の締結

家庭裁判所による指示書の発行➡信託銀行等と信託契約締結

5 法テラスの活用

- 経済的に余裕がない場合には、
家庭裁判所への法定後見の申立て・任意後見開始の申立てについて、**法テラスの民事法律援助制度・書類作成援助**の利用が可能です。
- 高齢・障害等の事由により法テラス事務所・弁護士事務所への来所が困難な場合でも、事前に申し込みをすれば**出張法律相談**が可能です。
- 平成30年1月24日より、特定援助対象者事業が開始されました。
 - ➡ 認知機能が十分でないため、自己の権利実現が妨げられているおそれのある方に対するサービスを拡大

5 法テラスの活用

- 特定援助対象者に対する出張法律相談は、
 - ①認知機能の低下により本人による相談が困難、
 - ②近隣に親族が住んでいない、又は親族の支援を期待できないような場合、
 - ③特定援助機関(地方公共団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険法上の指定事業者、障害者総合支援法上の障害福祉サービス等の指定事業者等)からの申込みにより、
 - ④資力に関わらず、
受けることができます。

経済的に余裕のない場合は相談料は無料です。

➡詳細は、法テラス広島まで(**TEL:050-3383-5485**)

ご清聴ありがとうございました。

【事務所アクセス・連絡先】



広島駅前法律事務所

Law office in front of Hiroshima station

- 〒732-0052
- 広島市東区光町1丁目12番16号 広島ビル6階
- TEL 082-258-5101 FAX 082-258-5102
- 事務所HP: <http://hiroshima-ekimae-law.jp/>

